

第1章 計画の目的と性格

1. 計画策定の背景と目的

(1) 袖ヶ浦市における障害者支援施策

袖ヶ浦市では、平成10年3月に「そでがうら・ふれあいプラン（袖ヶ浦市障害者福祉基本計画）」、平成20年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期） - 」を策定しました。計画の基本理念に、「ふれあい、そして自立と社会参加」を掲げています。

そのうえで、施策の基本目標として、「(1)“ともに支えあう安心して暮らせるまちづくり”を目指す - 障害者の『主体性・自立性』の尊重と市民参加」、(2)“バリアのないふれあい豊かなまちづくり”を目指す - 『ノーマライゼーション』の理念と人権意識の浸透」、(3)“一人ひとりが生き生きとかがやくまちづくり”を目指す - 社会的自立の促進と生活の質(QOL)の向上」の3点を掲げ、福祉・保健・医療サービス、相談・情報提供、安全・安心な暮らし、バリアのない社会基盤、就労、生涯学習などの施策を構築し、さまざまな事業を総合的、体系的に推進してきました。

(2) 障害者自立支援法の背景と成立

平成15年4月から「措置」から「利用」へとして、「支援費制度」が始まりました。これにより、特に居宅介護（ホームヘルプサービス）、日帰り介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）といった居宅サービスの利用者が増え、予想を超える利用となっています。このため、国、県、市の予算が追いつかない状況となりました。また、サービス利用について、全国共通のルールがないことや、地域間におけるサービスに差があるなど地域間格差が生じました。

このほか、支援費制度の対象者は、身体障害者及び知的障害者と障害児（居宅サービス利用者）であり、精神障害者、障害児（施設サービス利用者）は対象ではなく、それぞれの福祉法で行われるなど、福祉サービスや公費負担医療の仕組みや内容が異なっていました。

こうしたことから、平成17年11月に障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法は、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

これを受け、袖ヶ浦市では、平成19年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害福祉計画 - 」、平成21年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害福祉計画（第2期） - 」を策定し、障害福祉計画を推進することとなりました。

(3) 障害者プランと障害者基本法の改正

国では平成7年12月に「障害者対策に関する新長期計画」を推進していくための実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定していましたが、平成14年12月には「新障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を策定し、具体的な施策の整備目標を明らかにしています。

平成16年6月には、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等にかんがみ、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定した障害者基本法が制定されました。改正された障害者基本法では、国及び地方公共団体の責務として、「障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進すること」、また、国民の責務として、「社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない」ことが明記されました。

障害のある人もない人も地域の中で共に暮らす社会を実現していくために、市が地域における行政の中核機関として、県の支援の下に、市に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を構築する必要があります。また、経済的効率性中心の社会から障害のある人や高齢者を含む生活者重視の視点に立ち、地域における生活支援という観点から、市民に最も身近な行政主体である市の役割と期待はますます高まっています。

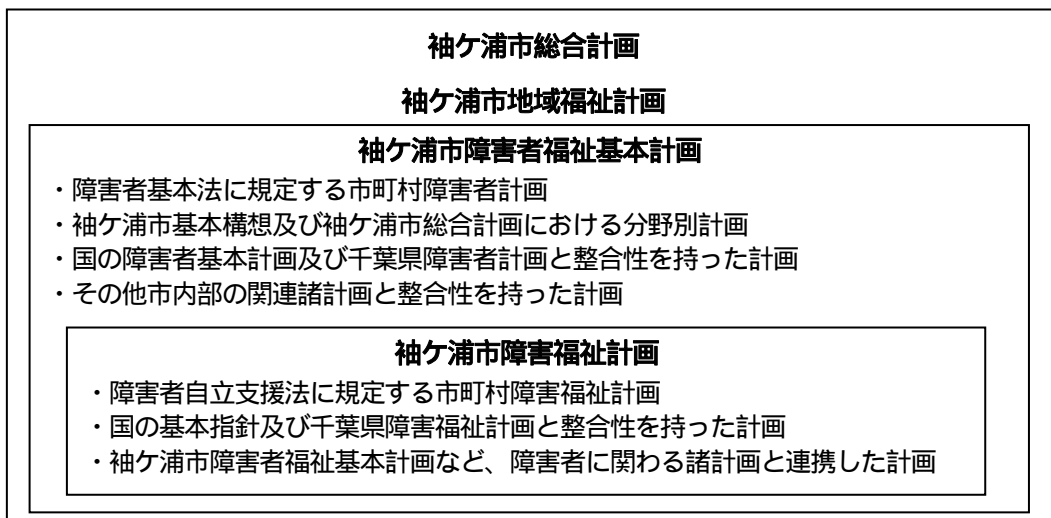
2. 計画の位置付け

この計画は、平成16年6月に改正された障害者基本法第9条第3項に基づき平成20年度に策定したものです。

この計画は、袖ヶ浦市の全体的な計画である「袖ヶ浦市総合計画」の障害者に関する部門別の個別計画として定めるものです。このうち、生活支援施策については、「障害福祉計画」を実施計画的なものとして、数値目標とその確保策を定めます。

このほか、市の他の保健福祉関連計画との整合性を保つものです。なお、施策の推進に当たっては、財政状況等を勘案しながら、市全体の実施計画に反映しながら行っていくます。

図表1-2 障害福祉計画の位置づけ



3. 計画期間及び見直しの時期

計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間で、平成20年度から平成23年度までの4年間で前期計画、平成24年度から平成29年度までの6年間で後期計画とし、今回、前期計画の達成状況の点検及び評価を行い、後期計画として策定しました。

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29				
袖ヶ浦市障害者福祉基本計画	← 改定		← 前期計画 (20-23) / 中間見直し (23) / 後期計画 (24-29) / 改定 (29)													
袖ヶ浦市障害福祉計画	← 第1期		← 改定		← 第2期		← 改定		← 第3期		← 改定		← 第4期		← 改定	

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

障害基本福祉計画の見直しは、「袖ヶ浦市地域自立支援協議会」で行いました。構成委員は、障害者団体（身体・知的・精神）、医療関係者、特別支援学校、障害者施設（身体・知的・精神・児童）、ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、学識経験者、関係行政機関と幅広い参加を得ました。

(2) 調査の実施

平成22年12月、障害福祉サービス及び地域生活支援事業支給（給付）決定者205人（悉皆）を対象に、サービスの利用実態や、利用ニーズ等を把握し、「第3期障害福祉計画（平成24～26年度）」を策定するための基礎資料としました。

5. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の中間見直しは、前期計画に掲載した事業の達成状況の点検及び評価並びに障害福祉政策を取り巻く状況の確認を行い、この結果に基づき所要の見直しを行いました。

前期事業は、概ね順調に実施されており、障害福祉政策も障害者自立支援法の施行から5年が経過し、制度の浸透が図られています。

障害者の状況は、前期計画策定時と比較すると、身体・知的の手帳所持者は微増、精神の手帳所持者は増加傾向にありますが、障害種別による構成割合など、全体として大きな変化はなく、また、アンケート調査においても、相談支援体制の充実度及び必要な支援が受けられているかなどの項目で一定の評価を得ています。

しかしながら、満足していない人もいることから、後期計画も引き続き事業の推進に取り組んでいきます。

よって、後期計画については、前期計画を基本としながら、施策の実現を目指すものとししました。